

滋賀県芹谷地域振興推進本部設置規程を次のように定める。

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

### 滋賀県芹谷地域振興推進本部設置規程

#### (設置)

第1条 芹谷治水ダム建設事業の中止に伴う水没予定地およびその周辺地域(以下「芹谷地域」という。)の振興を総合的かつ一元的に推進するため、滋賀県芹谷地域振興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 芹谷地域の振興に関する総合的な施策に関すること。
- (2) 芹谷地域の振興に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他芹谷地域の振興について必要な事項に関すること。

#### (構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
  - (2) 副本部長
  - (3) 本部員
  - (4) 幹事
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
  - 3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。
  - 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者および必要に応じ本部長が指名する者をもって充てる。
  - 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者および必要に応じ本部長が指名する者をもって充てる。

#### (構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、土木交通部を担任する副知事である副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務を処理する。
- 4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を整理する。

#### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議および幹事会議とする。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事で構成し、土木交通部次長の職にある者が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

#### (事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、土木交通部河川開発課に事務局を置く。

#### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 付則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

別表第 1 ( 第 3 条関係 )

政策監 総務部長 琵琶湖環境部長 農政水産部長 土木交通部長

別表第 2 ( 第 3 条関係 )

知事直轄組織	企画調整課長
総務部	人事課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
農政水産部	農政課長
土木交通部	次長 監理課長 河川開発課長